

令和3年4月7日

保護者様

三木市立別所小学校

校長 高郷 裕次

気象警報発表時の児童に対する措置について

三木市(対象区域)に

気象上の警報(大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪)が発表された時

このことについて気象庁の基準により、下記のとおり対応いたしますので、ご理解ご協力の程よろしく願います。

記

1 午前7時の時点で「警報」が発表されている場合、自宅に待機させてください。

2 午前9時までに警報が解除された場合、学校から指示をします。

- ・「地区連絡網」と「緊急メールシステム」等で連絡をします。
- ・登校するよう連絡があれば、地区の集合場所に集まり「集団登校」をします。
- ・午前7時の時点で、警報が発表されていた場合、給食はありません。

3 午前9時までに警報が解除されない場合、臨時休校になります。

- ・「緊急メールシステム」等でお知らせします。「地区連絡網」での連絡はしません。
- ・休校日の翌日は、特に連絡がない場合は「その日の時間割」の通りとします。

4 登校後に警報が発表された場合

<小学校>

(1) 校長が、集団下校が可能と判断した場合は、地区で集団下校します。

- ・「緊急メールシステム」等で下校時刻等の連絡をします。
- ・集団下校時は教職員による引率・パトロールを実施します。

(2) 集団下校が適切でないと判断した場合、学校を一時避難場所とし、引渡しを行います。

◎気象庁・神戸海洋気象台は、気象警報・注意報を平成22年5月27日より市・町を対象区域として発表しています。これにより、区域を「三木市」にしています。

◎テレビ・ラジオ等では、市町単位で発表されている警報・注意報を簡潔に伝える必要があることから、従来の「兵庫全域」「兵庫県南東部」等の名称を用いる場合があります。